

## 豪雨で汲み取り便槽が浸水した皆様へ

### 《浸水した便槽の汲み取り料の補助金制度》のご案内

#### 本制度を利用できる方

○本市にお住まいで住宅等の便槽が災害により浸水し、満水のためトイレの使用ができなくなった方

※1) 本市で発生した水害その他の自然災害のうち、久留米市が災害対策基本法に基づく避難情報を発令した地域の災害の場合です。

※2) 令和5年度までの下水道整備地域による補助の有無をなくしました。

※3) 店舗、倉庫および事務所に係る便槽は補助対象になりません。

○支払った汲み取り料に相当する額の2分の1の額（上限5,000円）を補助します。

○原則として災害が発生した日から7日間以内に汲み取りが行われた場合に限ります。

#### 利用時の流れ

- 1 災害が発生した日から7日間以内に市の許可業者に汲み取りをしてもらう。
- 2 下水道施設課に問合せをお願いします。(☎0942-39-1155)  
(補助金の交付が可能か(店舗、倉庫および事務所に係る便槽は対象外となります)、  
住所(下水道整備地域)の確認を行います。)
- 3 補助金の交付が可能な市民の方には、申請書を送付いたします。  
(下水道整備済みおよび公共下水道供用開始日から3年以上の地域の場合は、公共下水道への接続のご案内、また、下水道未整備地域(今後下水道整備予定地域は除く)の場合は、合併浄化槽への転換のご案内をさせていただきます。なお、上記地域の確認は市で行います。)
- 4 市に「補助金交付申請書」、「領収書等の支払いを証明する書類」を提出してください。申請後、書類の確認を行い、審査結果を通知致します。
- 5 交付決定後、1～2か月を目途に指定の口座にお振込みします。  
(災害の規模により、お振込みの時期が遅れることもございます。)

※ご不明な点は、上下水道部下水道施設課（中央浄化センター）☎0942-39-1155まで